

平成 30 年第 6 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 藤谷博之 班長兼副主幹 須田益巳
副主幹 阿部千春

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐藤次博	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤隆	ガス水道局長	小松幸一
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	佐々木善博
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	佐々木俊哉
まちづくり推進課長	佐藤喜仁	商工政策課長	齋藤和幸
子育て長寿支援課長	佐々木修	農林水産課長	佐藤正之
教育総務課長	池田昭一	スポーツ振興課長	原田浩一
白瀬南極探検隊記念館長	阿部和久	事業課長	佐々木宏和
予防課長・警防課長	須田勇喜		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

平成30年12月20日（木曜日）午前10時開議

- 第1 議案第 83号 にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例制定について
- 第2 議案第 84号 にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定について
- 第3 議案第 85号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第 86号 本荘由利広域市町村圏組合理約の一部変更について
- 第5 議案第 87号 秋田縣市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 第6 議案第 94号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第7 議案第 95号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第8 議案第 96号 平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第9 議案第 97号 平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第10 議案第 98号 平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）について
- 第11 議案第 99号 平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第12 議案第100号 本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 第13 陳情第 12号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書
- 第14 陳情第 13号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書
- 第15 陳情第 14号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情
- 第16 陳情第 15号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情
- 第17 陳情第 16号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書
- 第18 議提第 12号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書
- 第19 議提第 13号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書
- 第20 議提第 14号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を求める意見書
- 第21 議提第 15号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」を求める意見書
- 第22 議提第 16号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書
- 第23 議員派遣の件
- 第24 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達していますので、会議は成立しています。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時00分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	班長兼副主幹	須田益巳
副主幹	阿部千春		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐藤次博	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤隆	ガス水道局長	小松幸一

消防長・消防署長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	佐々木 善 博
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	総 合 政 策 課 長	佐々木 俊 哉
まちづくり推進課長	佐 藤 喜 仁	商 工 政 策 課 長	斎 藤 和 幸
子育て長寿支援課長	佐々木 修	農 林 水 産 課 長	佐 藤 正 之
教育総務課長	池 田 昭 一	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	原 田 浩 一
白瀬南極探検隊記念館長	阿 部 和 久	事 業 課 長	佐々木 宏 和
予防課長・警防課長	須 田 勇 喜		

.....

午前10時01分 開 議

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。
ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

これから各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務小委員長。

【総務小委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務小委員長（伊藤竹文君） おはようございます。それでは、平成30年12月14日に当小委員会に付託になりました議案について審査が終了しておりますので、御報告いたします。

議案第94号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、総務部、企画調整部、会計課、議会事務局、選管、消防本部に関する事項であります。

全員の賛成で可決と決しております。

審査について若干御報告いたします。

消防本部関係です。

19款4項6目1節雑入の中で、消防団員安全装備品整備等補助金とはどのような内容ですか。

答弁です。消防団員安全装備品整備助成金ですが、消防団員等公務災害補償等共済基金からの補助金です。当消防本部では、救命胴衣54着、防火衣と防火長靴合わせて84着を申請して決定通知をいただいたものです。

質問です。9款1項1目9節旅費、全国救急隊員シンポジウムの旅費12万9,000円の増額ですが、何泊で何名の参加ですか。

答弁です。1月23日に出発し、24日発表、25日に帰宅する2泊3日です。1名が参加します。

総合政策課関係です。

19款4項6目1節雑入。

質問です。地域経済循環創造事業交付金返還金は、さんねむ温泉の厨房機器関係のもので、会計監査委員から指摘されたということですが、これは当初購入予定だったものが最終的にリース契約

になったために差額ということですか。

答弁です。そのとおりです。当初購入予定で実績報告を出しておりましたが、その後、リース契約に変わっており、会計監査委員よりその分は交付金の補助対象から外れるという指摘を受け、今回の措置になったものであります。

まちづくり推進課関係です。

2款1項12目15節工事請負費でございます。

質問です。遊佐象潟道路建設に係る光ファイバー移設工事仮設ということですが、またどこかに戻すということですか。

答弁です。最終的には工事終了後に県道の交差部のトンネル内に戻すこととなります。予定としては、トンネル内の下の部分に最終的に設置となる予定です。

総務課関係です。

2款1項1目及び4目11節の需用費です。

質問です。組織再編によって商工観光部が来て負担が増えたということについて、カラーコピーの使用はどうなっていますか。例えば、PRするとかパンフレットをつくるとか、そういうものが多いのでしょうか。

答弁です。使用状況を分析しますと、やはり新たに象潟庁舎に移転してきた商工観光部のうち、観光課は対外的な体裁、画質にこだわった印刷物を印刷する傾向が強く、商工政策課においては会議の説明資料、色合い、写真が入っている資料の作成頻度が高いようです。そういったことも要因の一つかと思えます。

質問です。商工観光部が移ってきたことで、見た目上経費が増えた形になってはいますが、移転したことで経費削減、様々な情報伝達の部分等のメリットはありますか。

答弁です。市長等の指示のしやすさ、職員の移動時間のロスの面から当然効果的と考えています。先ほどの増えている消耗品や事務機器リース料の増えている部分は、恐らく業務量も違ってきているのだと思います。部署が移動すれば本来は予算に計上していた部分しか増えないはずですが、確実にそれ以上増えていますので、部署が移動した以外の部分は様々な要因、職員の意識の部分も改善していかなければならないと感じています。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生小委員長（伊東温子君） 平成30年12月14日付の下記事件につき、審査が終わったので報告いたします。

議案第94号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、市民福祉部、教育委員会に関する事項については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を報告いたします。

スクールバス運行管理委託料の債務負担行為額が出ているが、計算内容は。

人件費は1時間当たりの単価で、市バスの委託料を参考にしている。保険料は標準報酬月額をもとに算定。燃料費は年間走行距離とバスの燃費から算定。点検費、車検は法定によるものです。管理諸経費は、学校の都合による時間変更等への対応の運行管理日誌やスクールバスの清掃等の業費となっています。

学校教育課です。

10款2項1目18節備品購入費20万9,000円についてです。ロッジャーシステムを購入ということですが、選んだ理由について伺います。

答弁です。使用する児童は、秋田県立医療療育センターや秋田県立聴覚支援学校に通い指導を受けている。聴覚支援学校の教員の助言で、児童の保護者が一番合っていると判断したものを選びました。この備品は授業でのみ使用しています。

白瀬南極探検隊記念館について。

10款4項9目9節旅費9万7,000円について、この旅費に係る包括連携協定について説明を求めます。協定の内容と締結後の事業の打ち合わせの旅費であります。国立境地研究所は自治体との連携を目指していますが、連携協定するのは市町村では、にかほ市が初めてになります。個別な事業に限らず包括的に様々な事業を連携していくものです。北極や南極についての知見を、にかほ市の教育等の分野で生かしていけるように考えています。そのための協議を行うということです。

金浦勤労青少年ホーム。

10款4項7目11節修繕料20万、この修繕についての点検状況について伺います。

答弁です。今回の修繕箇所以外は道路照明灯だが、管轄は建設課で、今までの状況は把握していませんが、避難場所にも指定されていることから、建設者と協議して点検等をしていきたいということです。

委員からは、横の連携をとって管理していただきたい。周りにある松が伸びているので、照明灯に影響を与えないよう注意深く経過を観察していただきたいとの要望が出ております。

スポーツ振興課。

10款5項2目11節修繕料40万円、さらに10款5項2目15節工事請負費90万円についての質疑です。象潟体育館は強風の被害ということですが、金浦体育館、上浜体育館は外壁劣化による落下ということで、だいぶ末期的な症状と思います。今後どのような計画で、いつの時点で全面的な改修を行うのか。将来の展望をもって対処するのかという質問に対して、答弁です。

現在はまだ展望的な計画は策定していない。各体育館の財産台帳はできているが、その他の改修をしなければならない箇所もあり、改修計画を策定しなければならないと考えている。長寿命化計画の策定も求められている動きもあるので、それも踏まえて計画を立てていきたいということです。

象潟金浦B&G海洋センター。

10款5項4目15節工事請負費についてです。人や物に当たらないような早期の対応、計画があるのか。塩害があるので、腐食に強いコンクリートを使うとか建物に直接くっつけるとか、選択肢はあると思うが。

答弁です。素材や附属させる投光器は可能だと思う。今後点検し、危険性があるとすれば業者と相談し検討していきたいとの答えです。

市民福祉部関係です。

福祉課。

3款1項3目20節扶助費、障害福祉サービス費について。障害福祉サービス利用者増による増額ということだが、サービスを必要とする人に対応するフォロー体制はどうなっていますか。

答弁です。利用者増の要因は様々考えられるが、相談支援体制の充実がサービスにつながっていると思います。複数の相談窓口で、相談内容や相談支援内容に応じて関係機関と連携して支援する体制ができています。相談窓口が非常につながりやすくなっているという答弁でした。

市民課です。

3款4項1目13節委託料中、国民年金電算媒体化システム改修委託料について。電子媒体化、ペーパーレスにより、どういう管理になるのか。

答弁です。今までは職員の手入力によるデータ管理だったが、これからのものは電子媒体から取り込んで管理し、バックアップしていくものになります。電子媒体化により、時間短縮、エラー防止、それが効率化につながると思います。

環境プラザ運営費についてです。

4款2項3目13節委託料、環境プラザ運営委託料の減額の理由は当初の請負差額ということですが、当初の見積額が大幅にずれたということですか。

答弁です。4月に関しては入札が間に合わないことから見積もりによる随意契約となり、5月から3月までは入札となるため、4件で差額が発生したものですとのことでした。

以上報告します。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木春男君） 去る12月14日、当小委員会に付託になりました事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第94号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）中、農林水産建設部、商工観光部に関する事項については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

農林水産建設部建設課に関する事項では、歳入の13款2項5目1節社会資本整備総合交付金については、要望額に対して5割程度しか交付決定を受けられないのは全国的な傾向です。交付決定額が要望より低いからといって事業を途中でやめるわけにはいかないので、財政当局と協議し、起債を借りるなどして事業に遅れが生じないように努めているとのこと。

歳出の農林水産課に関する事項では、6款1項3目19節の機構集積協力金については、畑と観音森では農家数が大きく違うが、観音森の農家は1戸ですが、採草放牧地が多いため面積がほぼ同じになります。ちなみに畑1,801アール、観音森は1,724アールです。

次に、商工政策課に関する事項では、7款1項2目22節家屋移転補償費は、同様の建物を建築する再建築価格相当分の移転補償費です。築20年前の建物を現在の価格に直して設定しています。その後、経年補正率を掛けていきますが、補償を算定するための基礎数値の基準があり、適合な標準的な数値で算定しております。家屋移転補償の中には、設計費、基礎工事費、登記費用、建物の中にある乾燥機や動産の移転等も含まれているとのこと。

7款1項2目17節公有財産購入費では、59筆あるが、地目ごと同一の単価にしている。今回の地権者の中には平沢小出線の歩道工事で用地取得した地権者も含まれており、今回は公共事業に伴う課税の特例の対象ではなく土地提供者に課税が生じることから、地権者から最低限の理解を得るため、譲渡所得税相当分を考慮した価格設定となっているとのこと。

7款1項2目19節工業振興条例補助金では、4件中1件が国のものづくり商業サービス経営力向上支援補助金を活用しており、結果的には市補助金はかさ上げ補助になりますが、国・県の補助対象にならない場合でも5%の補助になりますとのこと。

次に、商工観光部観光課に関する事項では、渋谷正敏議員から委員会質疑があり、それに対する発言がありました。

渋谷議員の質疑は、議案第94号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、12款1項6目商工使用料3節行政財産使用料マイナス802万3,000円について、以下問う。

①報告第4号にかほ市観光開発株式会社の経営状況報告では、預金や利益剰余金が相当額見られるが、使用料を減額した算定根拠は何か。

②施設の指定管理の契約内容はどうなっているのか。

③会社決算と市の歳入予算の関連性はどうかというものであります。

①の使用料を減額した算定根拠は何かについては、温泉保養センターはまなす事業部においては、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第26期決算に当たり、寒波、猛暑、台風など繁忙期の悪天候もあり、宿泊者、入浴者及びレストラン利用者の減少による減収、人件費の増加や施設管理費の増大から営業収入が著しく悪化し、経常利益がマイナス約165万円の見込みでありました。象潟ねむの丘事業部においては、同じく悪天候やガソリン値上げによる客足の落ち込みなどによる影響が大きく、レストラン、宴会、物販、入浴が大幅減少となり、一般管理費を大幅に削減したものの原油価格上昇による燃料費の増大などの影響もあり、経常利益がマイナス533万円の見込みでありました。そのことから、市と両事業部との管理運営に係る指定管理者基本協定の使用料の項目、乙の収益が著しく悪化したときは、使用料を減額または納付を免除できるものとするとの条項に基づき、

両事業部から、全額免除ではなく年間使用料の半額に当たる金額、はまなす事業部においては185万1,420円、ねむの丘事業部においては617万1,420円の減額申請が提出され、市として両事業部の第26期という1年間の業績見込みを勘案した結果、経常利益がマイナスとならず、健全経営を図るには使用料を半額とすることが適当であると認めたものであります。資産の部である預金、起債の部である利益剰余金が記載されております貸借対照表は、平成30年9月30日時点の会社の財政状態をあらわしたものであります。会社の1年間の収益の状況、いわゆる業績は損益計算書から読み取れるものであり、今回の使用料の減額がない場合は純利益がマイナスになりますので、収益の悪化を招くこととなったものでありますということです。

②の施設の指定管理の契約内容はどうなっているのかについては、温泉保養センターはまなす及び象潟ねむの丘と市は、施設の管理運営に当たり平成28年4月1日から平成33年3月31日まで5年間の指定管理者基本協定を締結しております。また、議案第94号、12款1項6目商工使用料3節行政財産使用料に関する契約内容については、温泉保養センターはまなす及び象潟ねむの丘と市は、施設の管理運営に関する年度協定を締結しており、その協定において当該年度における指定管理料及び使用料を定めています。なお、指定管理料はゼロ円と定められていることから、市では指定管理料を払っておりませんとのことです。

③の会社決算と市の歳入予算の関連性はどうかについては、毎年12月定例会において報告しておりますにかほ市観光開発株式会社の決算報告書には、当該期の決算報告のほか、次期の事業計画及び予算が記載されており、次期の施設使用料も記載されております。市の当初予算における12款1項6目商工使用料3節行政財産使用料は、その事業計画及び予算に基づき計上しておりますので、会社の決算見込みによっては指定管理協定に基づき減免または免除が認められるものでありますとのことでした。

さらに、減収の原因と今後の対策については、レストランの物販も減っておりますが、国道7号の交通量の著しい減少も大きな原因と考えております。道の駅側にはいろいろと相談をしておりますが、にかほっととの関連も含めて目的を持って来ていただけるイベントが今後重要と考えておる。両施設の魅力の底上げも必要です。全国的な実例により減ることは予測されておりましたが、酒田までつながったときも含め、襟を正して対策を講じなければならないと思っているとのことでした。

以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第94号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） これで議案第94号に対する討論を終わります。

これから議案第94号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第94号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、各小委員長の報告は可決です。議案第94号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第94号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前10時34分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前10時44分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第83号にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例制定についてから日程第5、議案第87号秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、日程第6、議案第94号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についてから日程第12、議案第100号本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてまでの議案12件、日程第13、陳情第12号75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書から日程第17、陳情第16号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書までの陳情5件、計17件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務常任委員長。

【総務常任委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務常任委員長（伊藤竹文君） それでは、平成30年12月14日付託の下記事件について審査が終了しておりますので、報告いたします。

議案第83号にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

次に、議案第87号秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、全員の賛成で可決と決しております。

次に、議案第100号本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について、全員の賛成で可決と決しております。

以下、審査の内容を若干御報告申し上げます。

初めに、議案第83号についてでございます。

質問です。課税免除というのはわかるのですが、不均一課税とは具体的にどういうことですか。

答弁です。課税免除は、課税免除申請により税金がかからなくなる実質的な非課税措置という扱いと言えますが、不均一課税は、課税免除まではいかなくとも、ある程度若干の措置を講ずること。例えば、当初年間10万円課税されるとすると、それを2分の1の5万円とするなど異なる税率で不均一に課税することを言います。

質問です。にかほ市工業振興条例にも課税免除措置がありますが、その条例との相違や併用等のかかわりについて説明求めます。

答弁です。にかほ市工業振興条例の固定資産税の課税免除期間は5年ですが、本条例が制定された場合は、この条例に伴う課税免除期間は3年になります。本条例により課税免除となった場合には、市に対して国からの減収補填があります。企業からの申請の際には、本条例の要件を満たすものに対して3年間の課税免除措置を行い、その後2年間は、にかほ市工業振興条例による課税免除措置と

なるよう取り扱うことができます。

質問です。不動産取得税についても固定資産税免除同様、免除となるのですか。

答弁です。不動産取得税、事業税については、県税ですが、課税免除となります。減収補填も、地方税に係る減収補填となっております。

次に、議案第87号であります。

当局の説明に質疑はありませんでした。

次に、議案第100号です。

4番伊東温子議員から委員会質疑通告が出ております。先にこちらを御紹介いたします。

別表1の(2)産業振興中、産学官金連携、乙の役割「再生エネルギー可能産業への進出を目指す地域企業を支援する」とありますが、①ここでいう企業は、製造業またはメンテナンス関連か、事業の想定を伺う。

②として、由利本荘市では、洋上風力発電の導入も検討している。それとの関連・影響はあるのか。

答弁でございます。①については、企業の想定については、市内企業を想定しております。風力に限らず、ソーラーや水力など様々な再生可能エネルギーについて支援していくという想定でおります。

②についてです。由利本荘市の洋上風力については、にかほ市では関与しておらず、由利本荘市との協議も行っておりません。

ほかの質疑について若干御報告いたします。

関連質問です。製造業またはメンテナンス関連とあるのは、どちらもあるということですか。

答弁です。製造業の想定は、今後再生可能エネルギーの機器関係の部品等が想定されるというのが一つ。また、機器のメンテナンスは当然必要となってきますので、そういった技術の習得等の市内企業の関連を想定していますという答弁でございました。

質問です。由利本荘市の場合、ゾーニングに関しては行方予定がないということですが、にかほ市が現在ゾーニングを行っている中に洋上は含まれますか。

答弁です。今回は陸上だけです。環境省よりゾーニングの実証委託を受けたのは、陸上でにかほ市1市、洋上は岩手県久慈市1市のみとなっております。

質問です。洋上風力については、にかほ市では関与していないということですが、今後何らかの形で関連してくるということはないのですか。由利本荘市に洋上風力発電を建設するとなったときに、移動する船舶や作業員の宿泊、漁業等にかほ市が関連するものは一切ないでしょうか。

答弁です。そういう意味では、これから関連が出てくるのが想定されるものですが、漁場の拡大や観光部門の拡大等、産業振興については別に事業展開していくものと考えております。洋上風力から派生する事業としては、定住自立圏構想の中には含まれておりませんという回答です。

同じく質問です。定住自立圏構想の大きな骨子について、中心市が由利本荘市、にかほ市が近隣市町村となりますが、由利本荘市が先に取り組んできたこともあり、中心市が有利になり、近隣市町村が不利になるというような移住定住構想に関する均衡への危惧はありませんか。

答弁でございます。おっしゃる内容については理解できるものですが、今回の協定は、中心市は中心市としての、近隣市は近隣市としての役割を定めるものです。例えば、由利本荘市には救急病院があります。その機能の保持。にかほ市は病院の利用に困らないような方策を講ずること。有利不利ということではなく、それぞれが市民生活の利便性や地域振興を図るという位置づけであります。

ほかに、総務常任委員会では時間を用意いたしまして所管事務調査を行っておりますので、簡単に御紹介申し上げておきます。

会計課につきましては、基金の運用状況並びに検査院検査についてのその職務とその実情。

次に、防災課におきましては、避難場所、避難標識の設置の状況並びに避難場所の整備等の状況について、所管事務調査を行っております。

簡単ですが御報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生常任委員長（伊東温子君） それでは、平成30年12月14日付託の下記事件につき、審査を終わったので報告いたします。

委員会に付託になりました、議案第84号にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定については、全員の賛成で可決と決しています。

議案第86号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について、これも全員の賛成で可決と決しております。

議案第95号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について、これも全員の賛成で可決と決しております。

次に、陳情第12号75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書、これは賛成多数で採択と決しています。

陳情第13号介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書、これも賛成多数で採択と決しています。

陳情第14号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情、これは全員の賛成で採択と決しています。

陳情第15号「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情、これも全員の賛成で採択と決しております。

陳情第16号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書、これについては賛成多数で採択と決しております。

審査の内容について報告します。

陳情第12号です。

75歳以上の後期高齢者は増加が見込まれ、医療を受ける頻度が多く、自己負担を現行のままにすると他世代への負荷となる。体制の見直しはやむを得ないと思うが、市議会として意見書を提出することは極めて慎重にするべきであるという意見と、制度の抜本的改革が必要である。現状でも高所得者の3割負担という改正があり、いずれ所得による負担割合を見直すことも考えられる。

休憩中の話題で、現在、にかほ市は4,861人の後期高齢者が単純平均で年7万4,000円を自己負担しているとのこと。低年金者の方は今でも負担感が大きいと思う。制度の抜本的改正を待つというのではないが、2025年問題もある。現段階で1割負担を維持してほしいという本陳情の願意は酌み取ってあげたいと思うという意見が出されました。

陳情第13号に関してです。

意見書案を調整することを提案する。項目4を削り、5の後段、「消費税によらない」を削除する。そういうふうに調整したらどうかという意見が出されました。

反対討論としては、願意は概ね妥当と見られるところもあるが、制度の趣旨や本市の現状と異なる点があること、不穏当な表現も見られ、同調して意見書を提出するというのに慎重であるべきと思う。採択に反対の立場をとりたいとの反対討論がありました。

陳情第14号に関しては、タイトルと3.（要望事項）が不一致で、削除してもよいのではないかと意見が出されました。

陳情第15号は、皆さんが納得したようでした。

陳情第16号、反対の意見といたしましては、先ほどから医療・介護職の処遇改善等の件が採択されているが、この看護師を対象とした最低賃金の新設が同時になされると、たちまち利用者負担につながると思われる。もう少し慎重であるべきと考えるという意見が出されました。

また、意見書案中、不適切と思われる箇所の修正・調整は、委員長・副委員長に一任したいと思うという意見も出されました。例えば、趣旨文中、6行目の「3人に1人が」、このあたりを検討してほしいという意見が出されました。

以上のように意見書案については活発な審議がなされました。

以上です。

●議長（佐藤元君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設常任委員長（佐々木春男君） 去る12月14日、当委員会に付託された事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第85号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定については、全員の賛成で可決と決しております。

議案第96号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、全員の賛成で可決と決しております。

議案第97号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、全員の賛成で可決と決しております。

議案第98号平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）については、全員の賛成で可決と決しております。

議案第99号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告申し上げます。

議案第85号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定については、改正内容は、控除対象配偶者が同一生計配偶者に、また、老人控除対象者を同一生計配偶者が70歳以上の者に変更している。また、条文への記載の仕方も、従来は公営住宅法施行令の条文を転記していたものを引用している形に改正しておく。転記の場合、公営住宅法施行令が改正されるたびに市の条例を改正しなければなりません。引用の場合は市の条例改正が不要になることから、業務効率化の面から改正するものとのことでした。

議案第96号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）では、笹森クリーンセンター費、工事請負費では、電源切り替え開閉器、汚泥貯留槽水中攪拌機の更新で、故障は9月に判明したが、開閉器については手動で対応しているので故障による影響は小さい。攪拌機は手動で臨時的に攪拌しているが、十分ではないので支障を来しているとの答弁でした。

議案第97号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、汚泥くみ取り処分料の年度によるばらつきは、定期的な処分ではなく、いっぱいになったら処分としているので、年度をまたぐとばらつきが出てくるとの答弁でした。

議案第98号平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）では、民営化に関して、この後、最優秀提案者や譲渡価格も含めてどのような形で進めていくのかに、譲渡計画書どおり譲渡の年月日は変わりません。年明けの1月10日から18日にかけて、事業提案者等の受け付けを行う予定となっているとのことでした。

議案第99号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）については、金浦の浄水場の修繕が頻繁なのは、建設から35年経っている施設ですので機器の老朽化が主な原因と思われる。稼働率は混合水源から約50%ぐらい水を引いて使っている状況なので、機器の稼働率は50%程度と考える。上郷水源も金浦の分を十分に賄える水源量ではない。また、今年度は仁賀保地区へも送水を開始したということで、水源は不足している状況ですので、今の能力を当分は維持する必要があるとのことでした。民営化については、水源や安定供給を考えますと、考えていないとのことでした。

以上で報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。3番小川正文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 一般会計予算特別委員会に平成30年12月14日に付託になりました、議案第94号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての審査が終わりましたので報告いたします。

議案第94号は、全員の賛成により可決と決しております。

以上です。

●議長（佐藤元君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

初めに、議案第83号にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第83号の討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定について討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第84号の討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第85号の討論を終わります。
これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第86号の討論を終わります。
これから議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第87号の討論を終わります。
これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第94号の討論を終わります。
これから議案第94号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第94号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第95号の討論を終わります。
これから議案第95号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。議案第96号の討論を終わります。
これから議案第96号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第97号の討論を終わります。
これから議案第97号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第98号の討論を終わります。
これから議案第98号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第99号の討論を終わります。
これから議案第99号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第100号の討論を終わります。
これから議案第100号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第12号75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第12号の討論を終わります。
これから陳情第12号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第12号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第13号介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第13号の討論を終わります。
これから陳情第13号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第13号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、陳情第13号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第14号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第14号の討論を終わります。

これから陳情第14号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第14号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第14号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第15号「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第15号の討論を終わります。

これから陳情第15号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、陳情第15号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第16号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第16号の討論を終わります。

これから陳情第16号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、陳情第16号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第18、議提第12号75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書から日程第22、議提第16号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書まで5件を議題とします。

初めに、議提第12号から議提第16号について4番伊東温子議員の説明を求めます。4番。

【4番（伊東温子君）登壇】

●4番（伊東温子君） 議提第12号75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める

意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年12月20日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員菊地衛、にかほ市議会議員宮崎信一、にかほ市議会議員齋藤進。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

意見書の内容については御一読いただきたいと思います。

議提第13号介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年12月20日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員菊地衛、にかほ市議会議員宮崎信一、にかほ市議会議員齋藤進。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

これにつきましても、意見書を御一読お願いします。

議提第14号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年12月20日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員菊地衛、にかほ市議会議員佐々木敏春、にかほ市議会議員宮崎信一、

にかほ市議会議員佐藤直哉。

議提第15号「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年12月20日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員菊地衛、にかほ市議会議員佐々木敏春、にかほ市議会議員佐藤直哉。

議提第16号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年12月20日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員菊地衛、にかほ市議会議員佐々木敏春、にかほ市議会議員宮崎信一、

にかほ市議会議員齋藤進。

以上です。

●議長（佐藤元君） これから議提第12号から議提第16号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第12号から議提第16号についての質疑を終わります。

これから議提第12号から議提第16号の討論・採決を行います。

初めに、議提第12号75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第12号の討論を終わります。

次に、議提第12号75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議提第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第13号介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第13号の討論を終わります。

これから議提第13号介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議提第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第14号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第14号の討論を終わります。

これから議提第14号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議提第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第15号「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」を求める意見書についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第15号の討論を終わります。

これから議提第15号「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議提第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第16号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第16号の討論を終わります。

これから議提第16号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議提第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣の日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただくことにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第24、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第6回にかほ市議会定例会を閉会します。

午前11時41分 閉 会
